

《登録者認定試験の受験をされる方へ》

登録者認定試験の受験を希望される方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

※ 認定試験を受けることができる者

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程第9条第1項又は第2項に定める条件を満たしていること。

* 日本産業衛生学会に入会（正会員）していなくても登録者認定試験の受験資格はあるが、試験合格後に専門家制度名簿に登録者として登録するためには、日本産業衛生学会に正会員として入会する必要がある。また、登録を継続するためには、会員資格（正会員）を継続する必要がある。なお、学生会員での名簿登録は不可とする。

I-1. 登録者認定試験受験資格審査申請（保健師）

1. 産業保健看護専門家制度 登録者認定試験 受験資格審査・受験申請書（様式第12号-1）
2. 受験資格審査手数料（手数料11,000円（消費税込み））受領証（写）：様式第12号-1の裏面に貼付
3. 履歴書（様式第9号）
4. 保健師免許証（写）

I-2. 登録者認定試験受験資格審査申請（看護師）

1. 産業保健看護専門家制度 登録者認定試験 受験資格審査・受験申請書（様式第12号-1）
2. 受験資格審査手数料（手数料11,000円（消費税込み））受領証（写）：様式第12号-1の裏面に貼付
3. 履歴書（様式第9号）
4. 看護師免許証（写）
5. 第一種衛生管理者免許証（写）

※ 審査の結果、受験資格が満たされていないと判定された場合であっても、一旦納付された受験資格審査手数料は返還しない。

※ 試験当日に受験できなかった場合、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、発行されている受験票を1年間有効とする。試験当日までにその事由を事務局に申し出ること。